

# 第6章 計画推進戦略

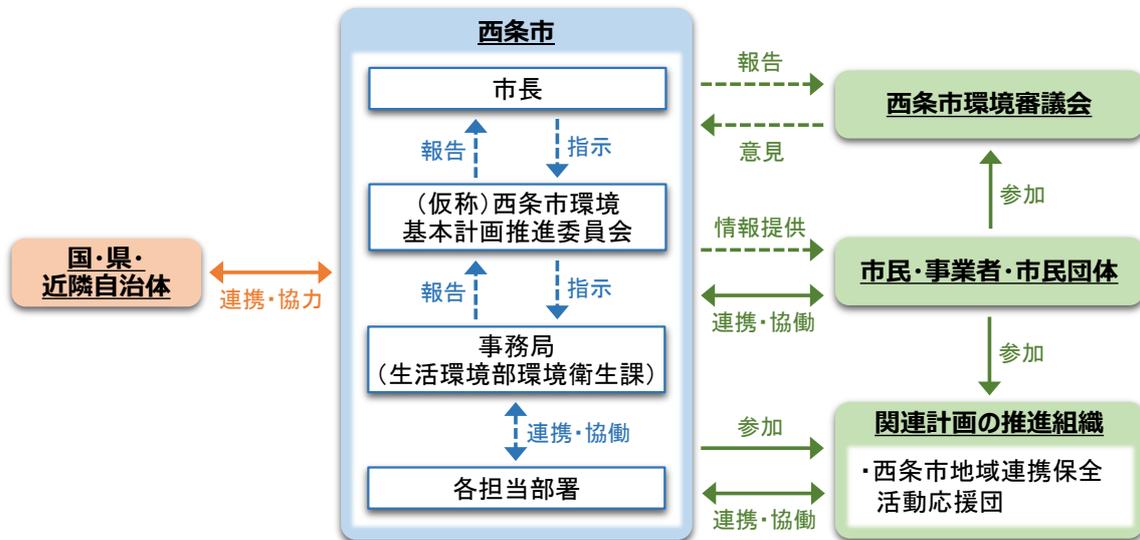
## 6.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市民団体・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して取組の推進を図っていく体制づくりが必要です。

そのため、環境審議会や庁内における横断的な推進組織を中心として、関連計画の推進組織や国・県・近隣自治体との連携・協働により、計画の推進を図っていきます。

本計画の推進体制は、以下に示すとおりです。

### ■ 計画の推進体制



#### 西条市環境審議会

西条市環境基本条例第24条の規定に基づき設置される組織で、学識経験者により構成され、専門的見地から本計画の進捗状況や成果について点検・評価や、見直し・改善にあたっての提言を行います。

#### (仮称) 西条市環境基本計画推進委員会

本計画の庁内における推進組織で、各担当部署の代表者から構成され、各担当部署の取組を横断的につなぐ役割を担います。また、各担当部署が所管する施策の実施状況の点検・評価を行うとともに、更なる推進に向けた連携強化に関する調整等を行います。

#### 西条市地域連携保全活動応援団

本計画の関連計画である「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」の推進組織で、市民・事業者・市民団体・行政の代表者から構成され、各種活動のコーディネーターの役割を担うとともに、計画の進行管理を行います。

## 6.2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下に示す「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し・改善（Action）」のPDCAサイクルを基本として、計画に基づく取組の継続的な改善を図っていきます。

### 【計画（Plan）】

全ての主体は、本計画に基づいて、その役割に応じた取組を計画します。

### 【実行（Do）】

本計画に基づく取組を、全ての主体が連携・協働して、自主的かつ積極的に実行します。

### 【点検・評価（Check）】

各施策を所管する担当部署は、毎年度、施策の進捗状況等を把握・点検し、「（仮称）西条市環境基本計画推進委員会」に報告を行います。事務局は、その報告を受けて、1年間でどのような取組が行われ、それによりどのような成果が得られたかをとりまとめた年次報告書として、「西条市環境報告書」や「地下水年報」などを作成・公表し、市民・事業者・市民団体に対して計画の進行状況を広く周知するとともに、一層の協力を呼びかけます。また、その成果の点検・評価を行い、「西条市環境審議会」に報告します。

### 【見直し・改善（Action）】

点検・評価の結果に基づき、次年度に計画している取組の実効性を高めるために、必要な見直し・改善を行います。